



## 退職金専用定期預金

10. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取扱いができます。
11. 税区分	マル優または分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）となります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。
12. 中途全額解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、下記の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
13. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
14. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。
15. 苦情受付窓口	<p>営業店：お取引店</p> <p>本 部：お客様相談所 089-933-1111</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）</li> <li>● 受付時間：午前9時～午後5時</li> </ul>

【全国銀行協会相談室】



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

●中途解約利率

次のA、Bの低い方とします。（小数点第4位以下切り捨て）

なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。

【A】

6か月未満	6か月以上 1年未満
普通預金利率	約定利率×50%

【B】

お預入れ日における預入期間、預入金額に対応するスーパー定期、スーパー定期300、大口定期の店頭揭示利率の95%

(2-2)